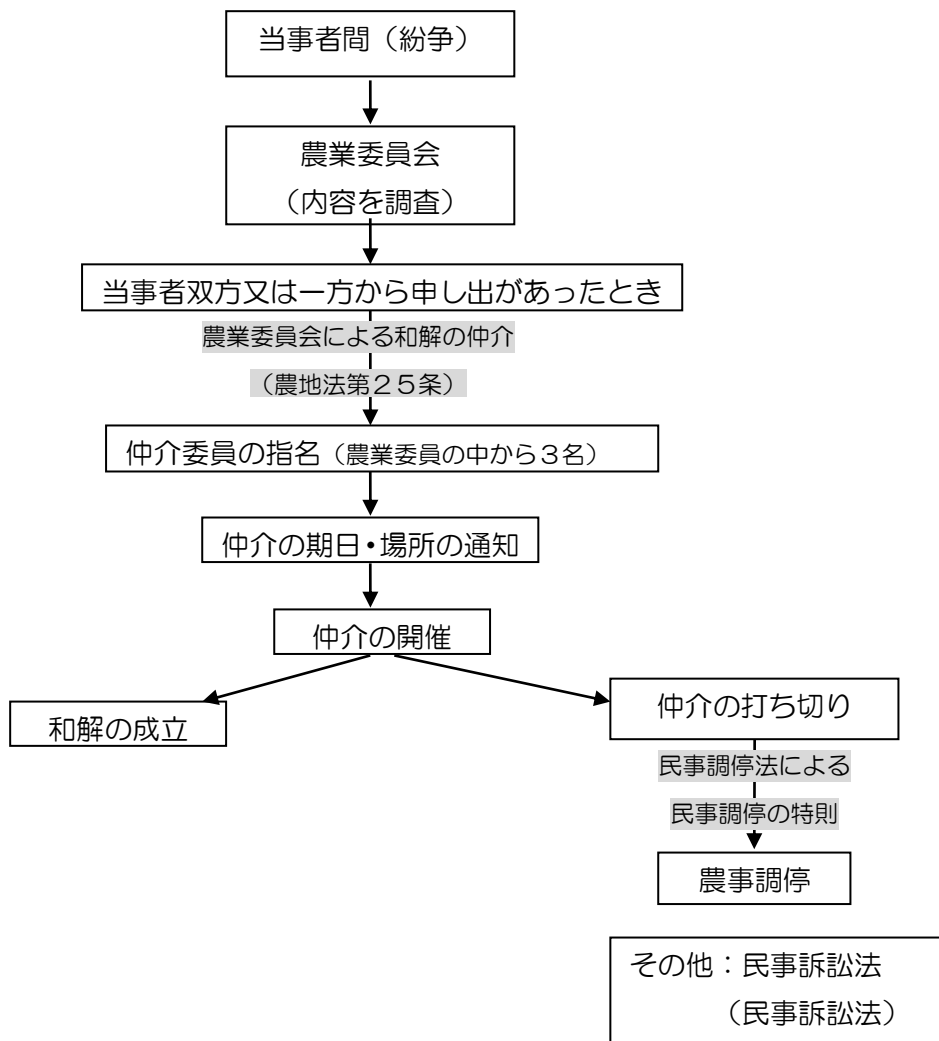


和解の仲介・農事調停について

農地の利用関係の紛争を解決する方法として、農業委員会による和解の仲介（農地法）、農事調停（民事調停法）、民事訴訟（民事訴訟法）による方法があります。

「農業委員会による和解の仲介」は、農事調停や民事訴訟以外にも当事者により身近で簡易に解決する方法として設けられているもので、市町農業委員会で選任した仲介委員が行います。（農地法第25条～第28条）



「農事調停」は、民事調停法によって県の小作主事が出席し、農地法上の意見を聴くことが義務付けられおり、調停が成立した場合は、農地法第3条第1項10号により3条の許可が不要となります。